

# EPA活用のための HSコードの考え方及び便利ツールについて



財務省・税関 分類センター

# 本日まで説明する内容

1. EPA税率適用のために  
～HSコードとの関係～
2. HSコード決定までのプロセス（通則等）
3. ケーススタディー（化学、繊維、機械）
4. 便利ツールの活用について  
～検索方法、問い合わせ一覧先等～

※ 本資料に記載しているHSコードは、特に断りのない場合、HS2022に基づく番号を記載しています。

# 1.EPA税率適用のために

## EPAを利用するためのステップ

ステップ1. 物品のHSコードを特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用する原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認  
(関税分類変更基準の場合**原材料のHSコードの特定**が必要)

ステップ5. 原産地手続  
(1) 原産地証明書の取得、原産品申告書の作成  
(2) 関係書類の保存

ステップ6. 税関におけるEPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ事後確認(検証)に対応

EPA税率の適用対象か及び原産地規則を満たすかの確認のために、物品及び原材料のHSコードを確認(特定)することが重要です。

原産性判断のために **HSコードの知識** が必要です！



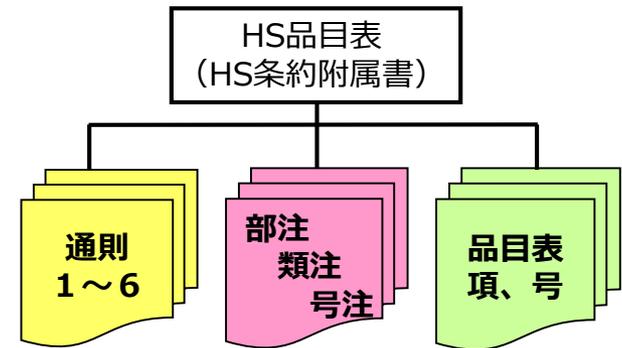
## 2. HSコード決定までのプロセス（通則等）

### HSコードとは？

輸出入の際に物品を分類する  
**4桁**又は**6桁**の番号です。

我が国の関税率表（関税定率法の別表）は、通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいています。

HS条約の附属書は通称「HS品目表」、HS品目表に規定される4桁又は6桁の番号をHSコード又はHS番号と呼びます。



### HSコードは、世界共通、輸出入共通のもの

なお7桁目以降の細分は各国で定めており、日本では、3桁の細分を輸出と輸入で、それぞれ設定しています。（統計品目番号（9桁））

HSコードを決定するには、

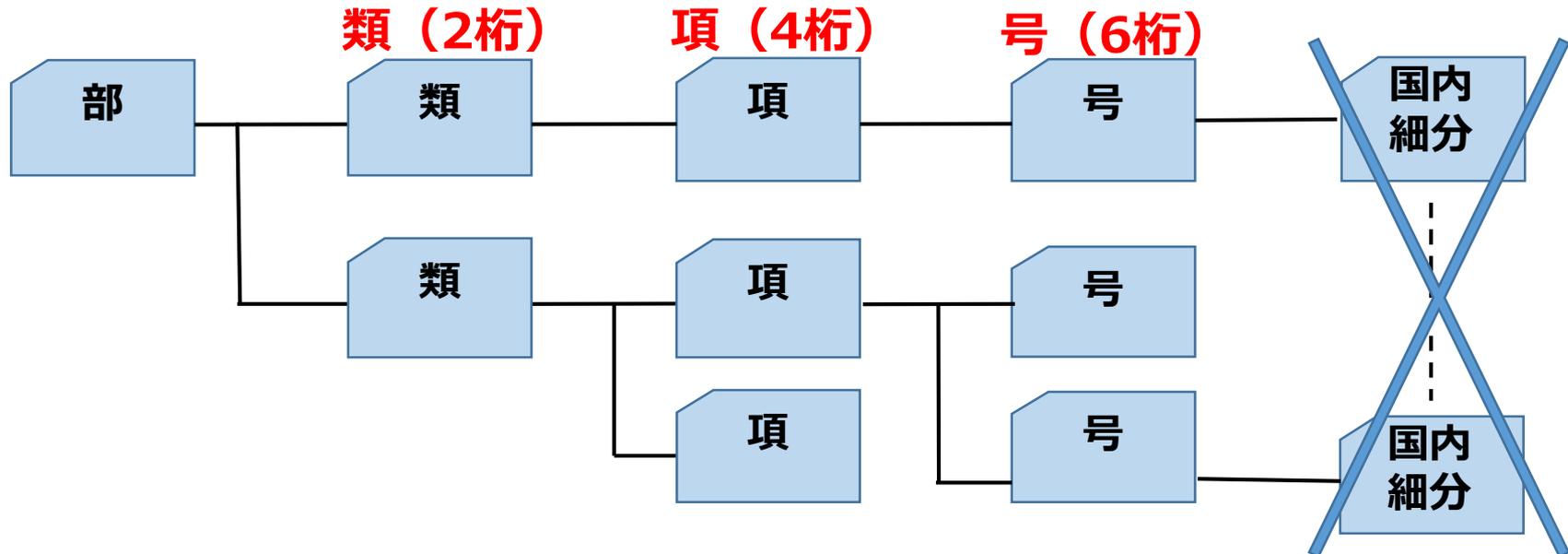
**「関税率表の解釈に関する通則」**の理解が重要！



関税率表における物品の所属の決定についての原則（ルール）を示したのですが、物品の正しい情報が必要となります。

## 2. HSコード決定までのプロセス（通則等）

### 関税定率法（別表）の構造



関税分類変更基準の場合、材料のHS番号は**最大6桁**までを確認することで足够了。  
規則によっては、以下のとおり2桁・4桁までの確認で足りる場合もあります。

#### 【参考】関税分類変更基準の種類

- CC : 類(2桁)の変更
- CTH : 項(4桁)の変更
- CTSH : 号(6桁)の変更

参考) HSコード(6桁)は世界共通ですが最終的には**輸入国税関の判断が優先**されます。輸入国税関における事前教示制度等の利用もご検討ください。

## 2. HSコード決定までのプロセス（通則等）

### 関税率表の解釈に関する通則及び各部や類の構成

通則とは、国際貿易において、統一的に分類するためのルールです。

項の所属  
(4桁)

**通則 1** 基本原則▼

**通則 2** 項の範囲を拡大

**通則 3** 二以上の項に属するとみられる場合の決定方法

**通則 4** 属する項がない場合の決定方法

**通則 5** 収納容器  
包装材料、包装容器

**通則 6** 号の分類に関する原則

号の所属  
(6桁)

部・類が進むに従い  
加工の度合いが進む

実行関税率表  
(付・輸入統計品目表)

CUSTOMS TARIFF SCHEDULES  
OF JAPAN

第1～4部 農水産品

第5部 鉱物性生産品

第6～7部 化学工業の生産品

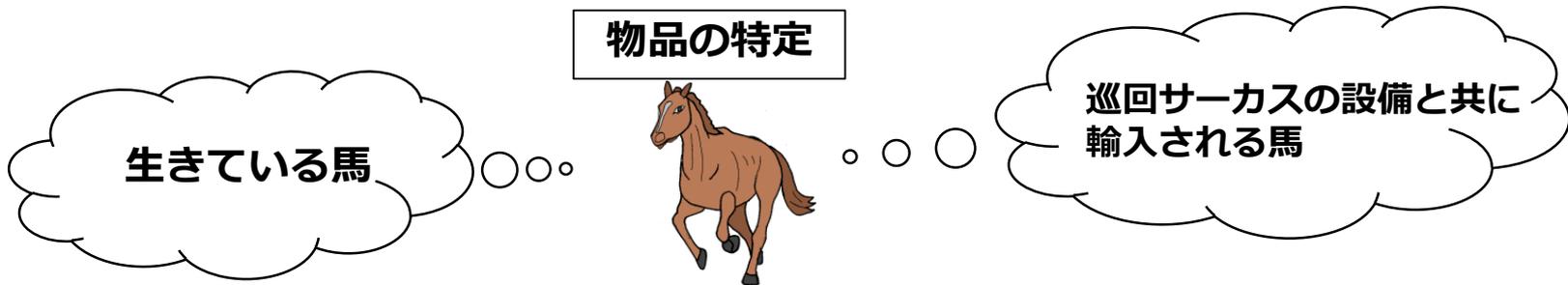
第11部 繊維製品

第12～21部

## 2. HSコード決定までのプロセス（通則等）

HSコードは、**関税率表の解釈に関する通則に従い、決定！**

- POINT**
- ①**物品の特定**：照会したい物品の原材料や性状（形状）、構造等が必要です。
  - ②**通則1**：HSコードを検討する際は、項（4桁）の規定及びこれに係る部又は、類（2桁）の注の規定に従い、検討していきます。



番号 H.S.code	Description
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）
95.08	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備

### 【項の規定】

第1類 動物（生きているものに限る。）

注1 この類には、次の物品を除くほか、※ **一部抜粋** すべての動物（生きているものに限る。）を含む。

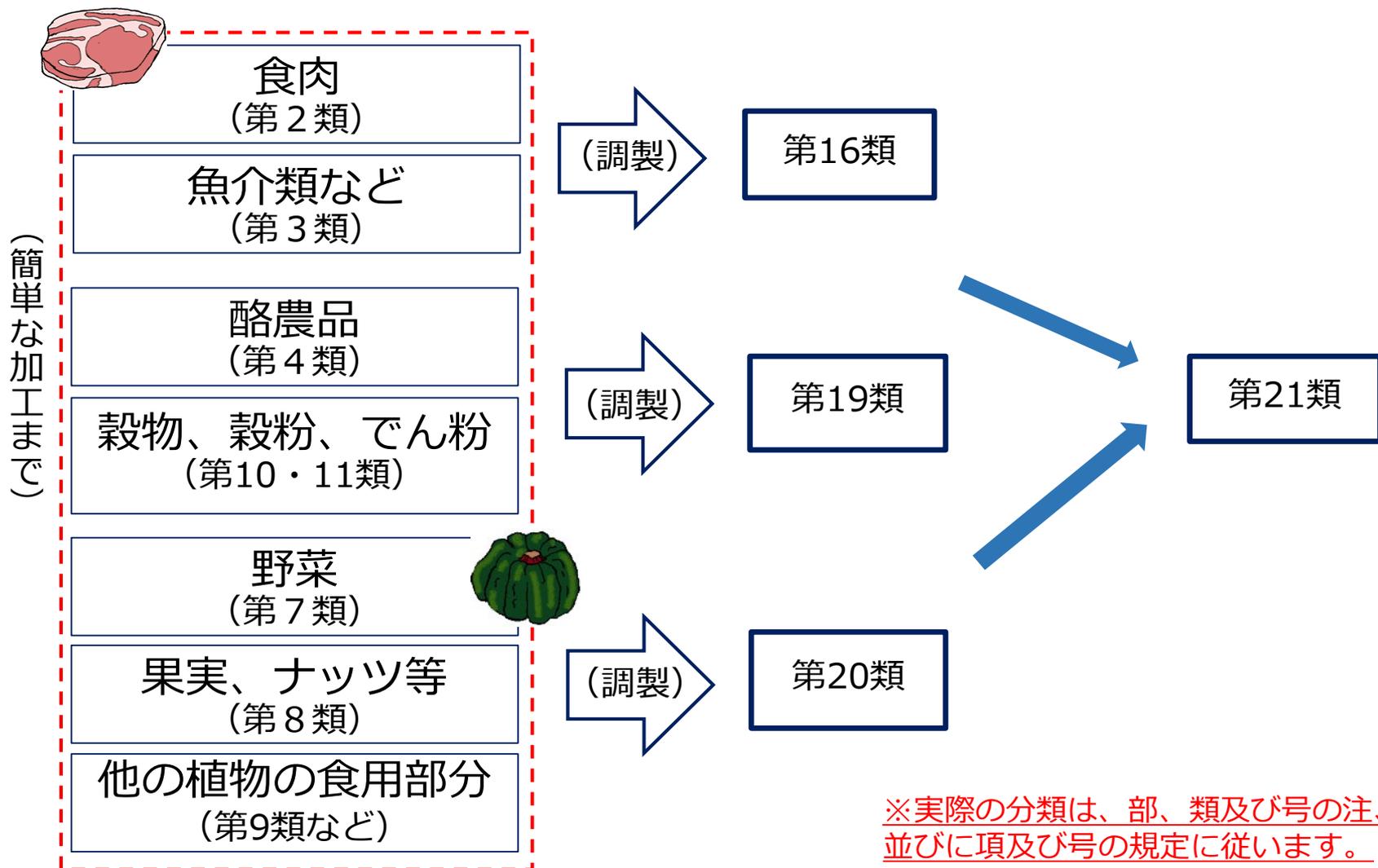
(c) 第95.08項の動物

### 【類の注の規定】

注) HSコードは、「提示の際の現況」で決定するものであり、End useで分類されるものではありません。

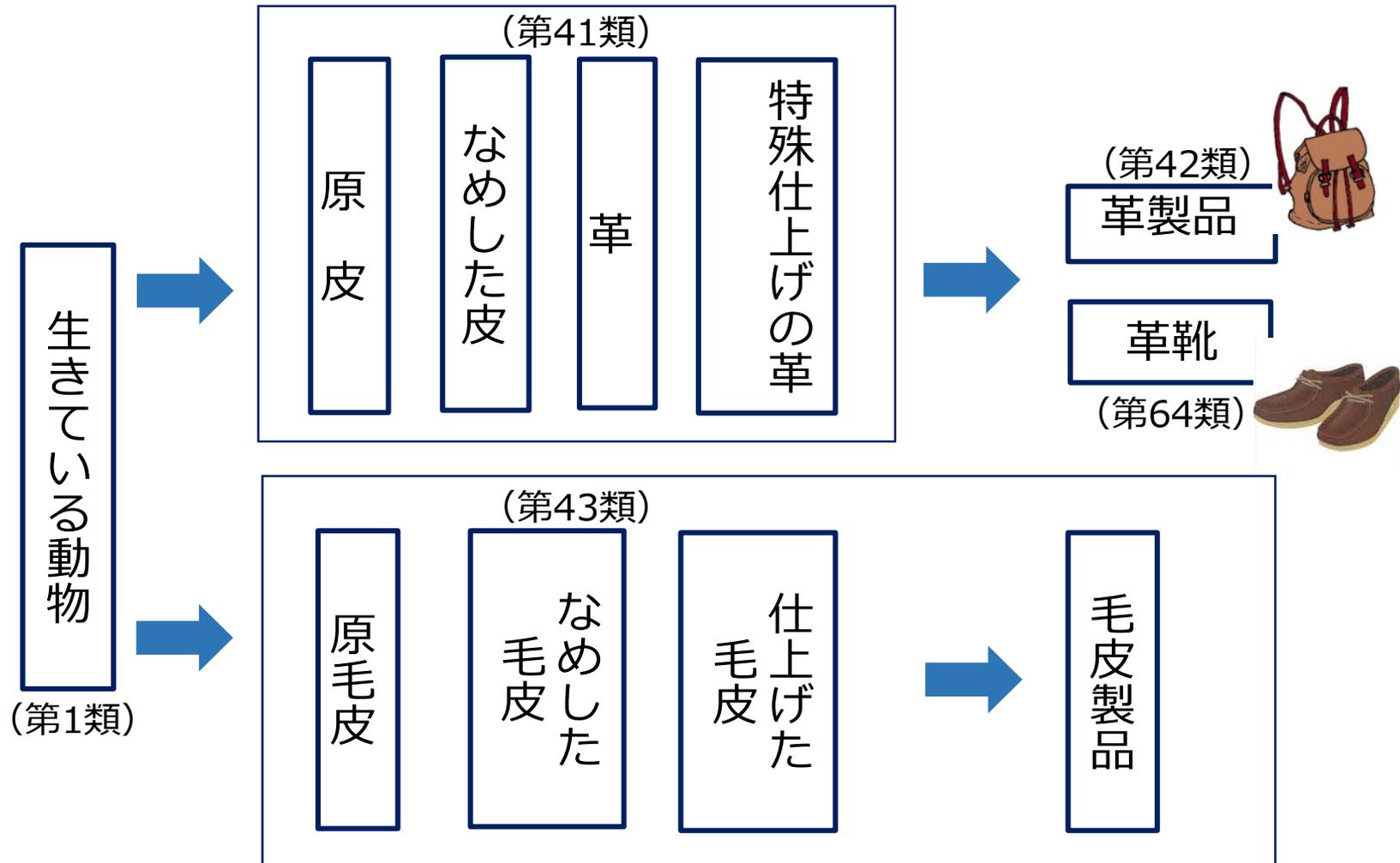
## 2. HSコード決定までのプロセス（参考ページ）

### 材料からの加工程度による「類」のイメージ



## 2. HSコード決定までのプロセス（参考ページ）

### 材料からの加工程度による「類」のイメージ



※実際の分類は、部、類及び号の注、並びに項及び号の規定に従います。

## 2. HSコード決定までのプロセス（参考ページ）

### 材料からの製品までの「類」のイメージ

絹 (第50類)
羊・獣 (第51類)
綿 (第52類)
その他の植物繊維 (第53類)
人造繊維 (第54・55類)
不織布等 (第56類)
床用敷物 (第57類)
特殊織物 (第58類)
塗布・被覆等の織物類 (第59類)
編生地 (第60類)



編物製の衣類  
(第61類)



織物製の衣類  
(第62類)

その他の紡織用繊維製品  
(第63類)



※実際の分類は、部、類及び号の注、並びに項及び号の規定に従います。

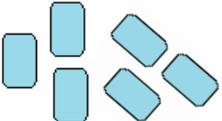
### 3. ケーススタディー（化学・繊維・機械）

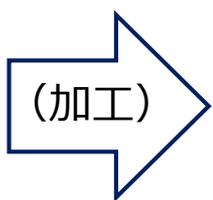
そもそも何故、**HSコードの知識**が必要なのでしょう



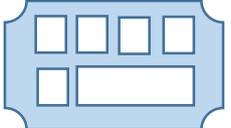
原材料

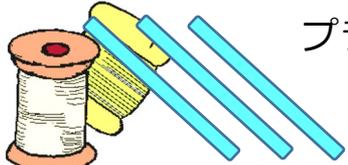
素材（パーツ等）

  
プラスチック  
ペレット  
(一次製品)  
第39類



  
ポリエチレンシート  
第39類

  
プラスチックパーツ  
第84類

  
人造繊維（糸、生地等）  
第54類 or 第55類



第39類の製品  
第11部の製品  
第84類の製品  
・  
・  
・

材料や形状等により、HSコードが異なることがあります  
ので、照会したい物品の情報が必要になります。

# 3. ケーススタディー（化学・繊維・機械）

## 第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

※第7部は、次の第39類と第40類の2の類で構成されています。

第39類には、一般に重合体並びにその半製品及び製品が分類されます。

第39類	プラスチック及びその製品
第40類	ゴム及びその製品

※各類（2桁）の中でも、項（4桁）が進むに従い加工の度合いが進みます。

**一次製品→二次製品→その他の製品**

例) 第39類「プラスチック及びその製品」

第39.01項「エチレンの重合体（一次製品に限る。）」

第39.19項「プラスチック製の板、シートなど」

第39.23項「プラスチック製の容器など」（例：ペットボトルなど）

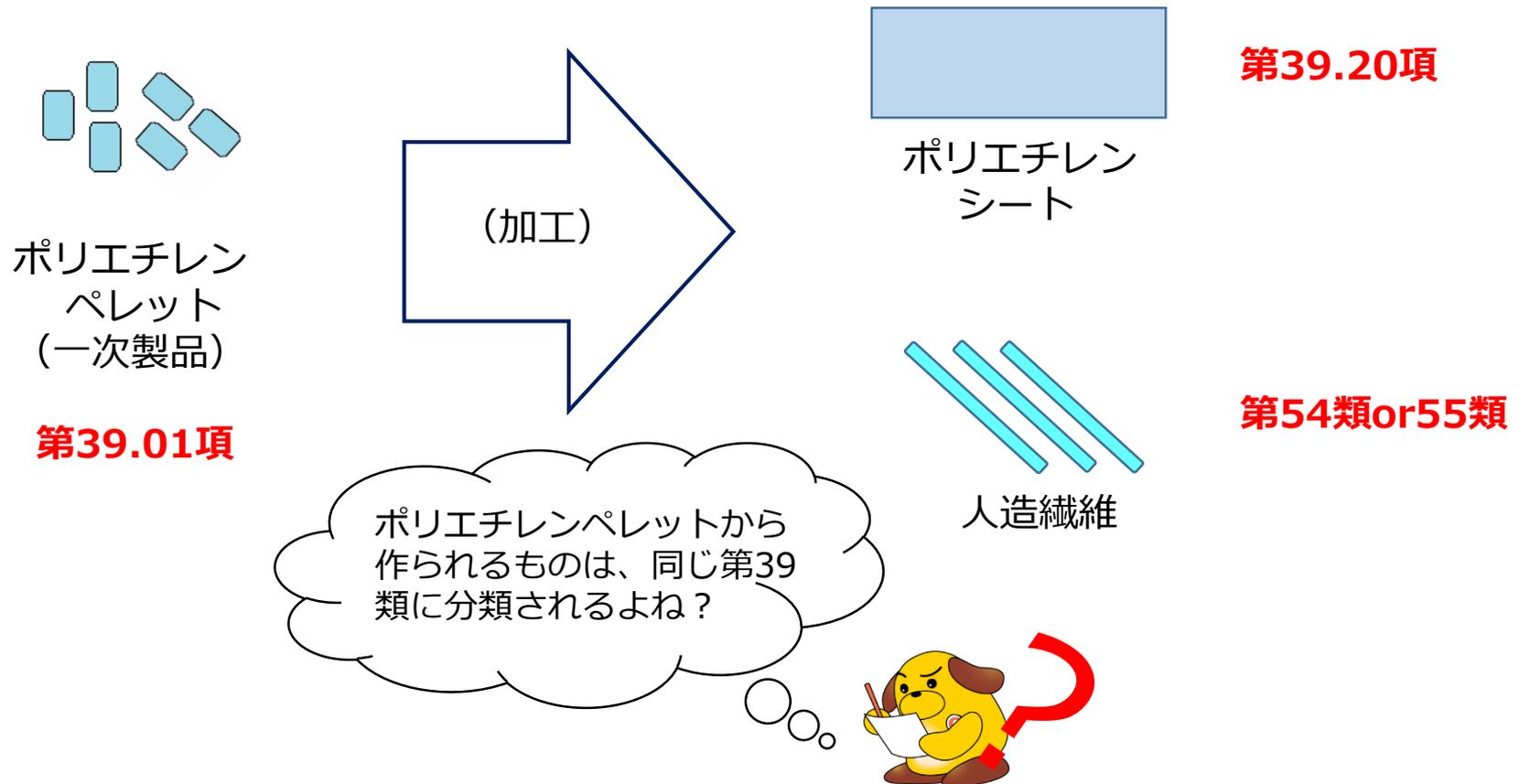
第39.26項「その他のプラスチック製品」

（例：プラスチック製の事務用品、置物や手袋など）



# 3. ケーススタディー（化学・繊維・機械）

## 事例1) プラスチック一次製品から加工・製造された製品



※実際の分類は、部、類及び号の注、並びに項及び号の規定に従います。

# 3. ケーススタディー（化学・繊維・機械）

## 第11部 紡織用繊維及びその製品

※第11部は、次の第50類から第63類までの14の類で構成されています。

第50類	絹及び絹織物
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類	綿及び綿織物
第53類	その他の植物繊維
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
第56類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第57類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

### 3. ケーススタディー（化学・繊維・機械）

#### 事例2) ポリエチレンシートや繊維から製造された製品



※実際の分類は、部、類及び号の注、並びに項及び号の規定に従います。

### 3. ケーススタディー（化学・繊維・機械）

## 第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

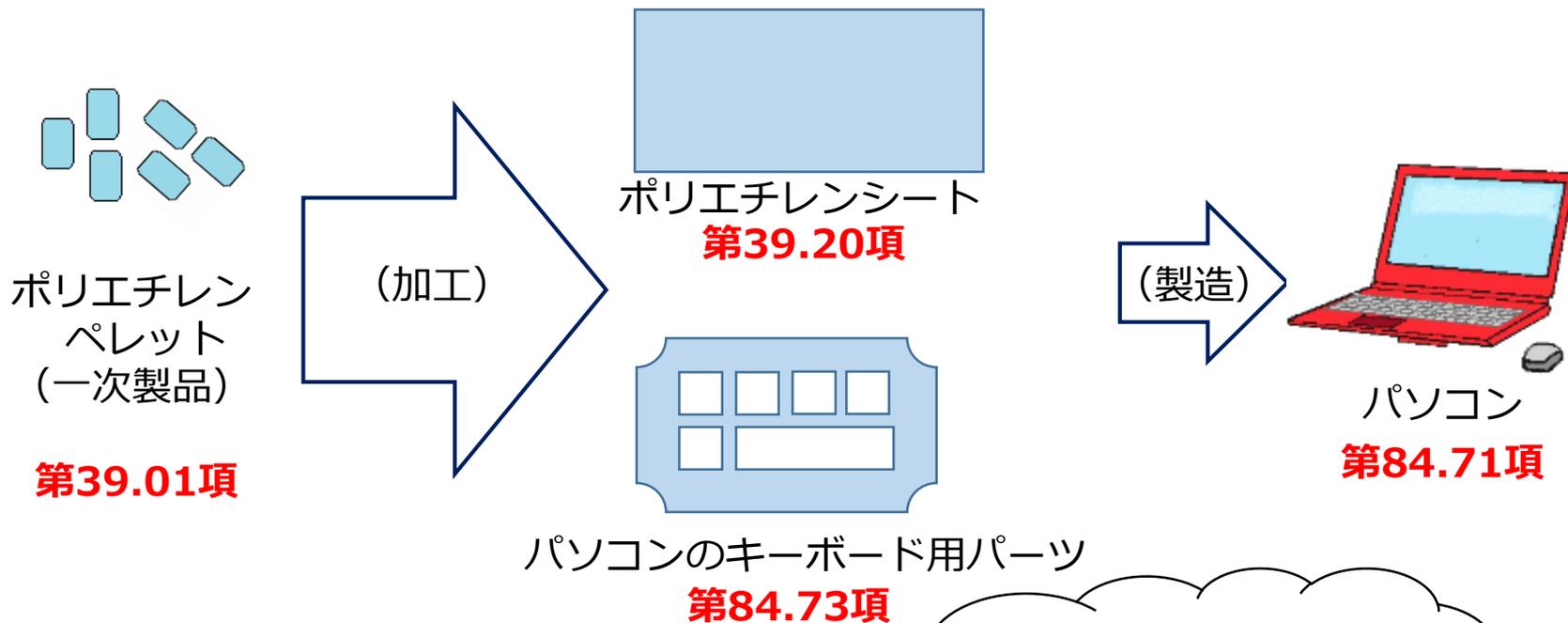
※第16部から第18部までには、広義の機械類が分類され、第16部の構成は2の類で構成されています。例えば、パソコンや電気掃除機といったものが分類されます。

第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品



# 3. ケーススタディー（化学・繊維・機械）

## 事例3) プラスチック一次製品から加工・製造された製品



パソコン用のパーツでも、  
形状等によって分類が違っ  
てくるんだね！



※実際の分類は、部、類及び号の注、並びに項及び号の規定に従います。

# 4.便利ツールの活用～HSコードの確認方法～

まずは、**税関HPをクリック!**  **税関HP (<https://www.customs.go.jp>)**

①



HPの中央部分の四角いタブの  
「品目分類について調べたい」をクリック

②

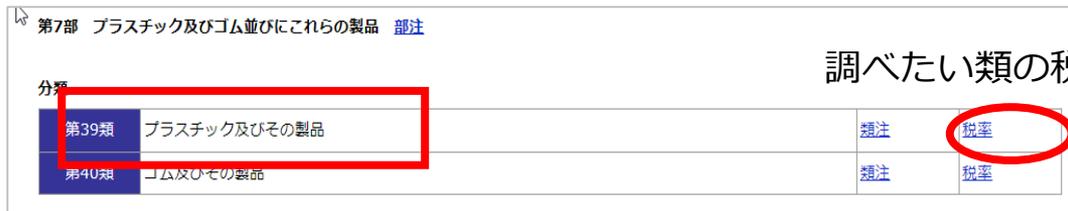


 品目分類について調べたい  
のポップアップが出てくるので  
「実行関税率表」をクリック



注) 最新版を選択してください。

③



調べたい類の税率をクリック

# 4.便利ツールの活用～HSコードの確認方法～

調べたい材料や産品が何類のものか分からない時には、「事前教示回答（品目分類）検索画面へ」が便利です。



①

## 事前教示回答（品目分類）

事前教示回答（品目分類）では、公開可能な事前教示回答の内容（一般的品名、税番、貨物概要等）が検索できます。

[事前教示回答（品目分類）検索画面へ](#)

[検索キーワード集](#)

②

一般的品名のところを「●」  
キーワードを入力した後、検索タブ  
をクリック

例) 一般的品名に「コップ」と入力

税番	一般的品名	貨物概要	登録番号	処理年月日
3923.90.000	プラスチック製コップ	多泡性のプラスチック製使い捨て容器 性状：白色、取っ手無しのコップ。コップの外側にデザイン印刷あり 材質：ポリスチレン系樹脂（多泡性） サイズ：容量600 ml、高さ14.9 cm、直径 上部8.6 cm、下部6.3 cm 用途：液体を採取、保管する容器（使い捨て） 包装：750カップ/段ボール	121000780	20210315
		プラスチック製のドリンクサーバーとコップを模したものの性状：（ドリンクサーバー）ドリンクサーバーを模した形状で、2つのボタンを有する（コップ）外側にサーバーを模したデザインが施されている		



# 4. 便利ツールの活用～旧品目表（例：RCEPにおける譲許）～

A grid of ten service icons with Japanese text labels:

- 法令・政策等について調べたい
- 水際の手続きについて調べたい
- 税関手続きについて知りたい
- AEO制度について調べたい
- 海外旅行の手続きを知りたい
- 輸出入の手続きを調べたい
- 品目分類について調べたい** (circled in red)
- EPA/原産地規則について知りたい
- 関税評価を調べたい
- 関手続FAQを確認したい

[品目分類ページトップ](#)

**実行関税率表** (circled in red)

[関税率表解説・分類例規](#)

[関税分類コンテンツを調べる](#)

[事前教示回答（品目分類）を調べる](#)

現在位置：[ホーム](#) > [輸出](#)

X 閉じる

輸入統計品目表（[実行関税率表](#)）

**▶ [実行関税率表（2024年2月1日版）](#) 2024年2月1日掲載 **NEW**** (circled in red)

第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	<a href="#">類注</a>	<a href="#">税率</a>
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	<a href="#">類注</a>	<b><a href="#">税率</a></b> (circled in red)
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びほろ	<a href="#">類注</a>	<a href="#">税率</a>

# 4.便利ツールの活用～旧品目表（例：RCEPにおける譲許）～

## 【例：男子用毛皮付きオーバーコート等（6201.30）】

[トップ](#) > [輸入手続](#) > [輸入統計品目表（実行関税率表）](#) > [輸入統計品目表（実行関税率表）](#) 実行関税率表（2024年1月1日版） >

**実行関税率表** [実行関税率表（2024年1月1日版）](#)：税関 Japan Customs

第11部 繊維用繊維及びその製品

第62類 衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2024年1月1日現在 [輸入関税率表一覧はこちら](#)

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA)													
番号 H.S.code			アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	RCEP(アセアン/豪州/ニュージーランド)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)
62.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.03項のものを除く。）														
6201.20		羊毛製又は絹織毛製のもの														
	100	1 毛皮付きのもの	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	10.4%	10.4%
	200	2 その他のもの	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	7.4%	7.4%	7.4%
6201.30		綿製のもの														
	100	1 毛皮付きのもの	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	●無税～10.4%	10.4%	10.4%
	200	2 その他のもの	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	7.4%	7.4%	7.4%

# 4.便利ツールの活用～旧品目表（例：RCEPにおける譲許）～

The screenshot shows a navigation menu with the following items:

- 法令・政策等について調べたい
- 水産物取締について調べたい
- 貿易統計について知りたい
- AEO制度について調べたい
- 海外旅行の手続きを知りたい
- 輸出入の手続きを調べたい
- 品目分類について調べたい
- EPA/原産地規則について知りたい**
- 関税評価を調べたい
- 税関手続FAQを確認したい

Below the menu, the breadcrumb path is: [経済連携協定 \(EPA/FTA等\)](#) > [ステーシング表](#) > [相手国譲許表](#) > [相手国の事前教示制度](#)

現在位置：[ホーム](#) > [経済連携協定 \(EPA/FTA\) 等](#)（関税・税関関係）

## 経済連携協定 (EPA/FTA) 等（関税・税関関係）

### 3. [通関手続きについて](#)

- > [原産地規則ポータル](#)
- > [旧輸入統計品目表に基づくEPA税率が適用される品目について](#)
- > [一般特惠税率の適用が可能な品目](#)

「旧品目表に基づくEPA税率が適用される品目のNACCS用品目コード一覧表」

- > [2022年から適用されるもの \(CSV:43KB\) 補足資料 \[PDF: 67KB\]](#)
- > [2017年から適用されるもの \(CSV:27KB\)](#)
- > [2012年から適用されるもの \(CSV:2KB\)](#)
- > [2012年以前から適用されており、継続されるもの \(CSV:7KB\)](#)

# 4.便利ツールの活用～旧品目表（例：RCEPにおける譲許）～

## 「旧品目表に基づくEPA税率が適用される品目のNACCS用品目コード一覧表」

トップ > 経済連携協定（EPA/FTA）等（関税・税関関係） > 旧品目表に基づくEPA税率が適用される品目のNACCS用品目コード一覧表 >

旧品目表に基づくEPA税率が適用される品目のNACCS用品目コード一覧表（2024年1月1日時点）

●2022年から適用されるもの

印刷用表示

CSVダウンロード

[\(※43\)「611610255」「611610260」の移行関係についての補足資料](#)

品目・細分	2024年	2021年	ex	豪州	モンゴル	CPTPP								EU	英国	日米	RCEP		
	NACCS用品目コード	番号・細分				メキシコ	シンガポール	NZ	カナダ	豪州	ベトナム	パルー	マレーシア				対ASEAN、豪州、NZ	対中国	対韓国
611610265	6116.10-8865	611691000	ex	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	4.3% (※38)	4.3% (※38)	4.3% (※38)	
	6116.10-8854	611693000	ex 9)	無税 (※39)	.	4.3% (※39)	4.3% (※39)	4.3% (※39)											
	6116.10-8843	611693000	ex	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	4.3% (※40)	4.3% (※40)	4.3% (※40)	
	6116.10-8832	611699000	ex 1)	無税 (※41)	4.1% (※41)	4.1% (※41)	4.1% (※41)												
	6116.10-8821	611699000	ex 2)	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	4.1% (※42)	4.1% (※42)	4.1% (※42)
620130100	6201.30-0011	620112100	税	無税	-	10.4%	10.4%	10.4%											
	6201.30-0022	620192100	税	無税	-	無税	10.4%												

NACCS用品目コードを掲載

# 4.便利ツールの活用～旧品目表（例：RCEPにおける譲許）～



品目分類ページトップ

> **実行関税率表**

> 関税率表解説・分類例規

関税分類コンテンツを調べる

> 事前数示回答（品目分類）を調べる

▶ **輸入統計品目表（実行関税率表）過去分は以下のページでございます。**

**輸入統計品目表（実行関税率表）過去分**

▶ お知らせ：実行関税率表を訂正しました

▶ 実行関税率表（附表）（INN、民間航空機協定等）  
（お知らせ：10月1日より医薬品関税撤廃品目が一部修正・追加されました）

▶ 関税率表解説・分類例規

▶ 実行関税率表（2021年10月22日版）

▶ 実行関税率表（2021年9月19日版）

▶ 実行関税率表（2021年4月1日版）

▶ 実行関税率表（2021年1月1日版）

第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	<a href="#">類注</a>	<a href="#">税率</a>
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	<a href="#">類注</a>	<b><a href="#">税率</a></b>
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	<a href="#">類注</a>	<a href="#">税率</a>

# 4.便利ツールの活用～旧品目表（例：RCEPにおける譲許）～

[トップ](#) > [輸出入手続](#) > [輸入統計品目表（実行関税率表）](#) > [輸入統計品目表（実行関税率表）](#) [実行関税率表（2021年1月1日版）](#) >

第11部 繊維用繊維及びその製品

第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

印刷用表示

「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2021年1月1日現在

		オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クローク その他これらに類する製品			
6201.11		羊毛製又は織獣毛製のもの			
	100	1 毛皮付きのもの	6201.91		羊毛製又は織獣毛製のもの
				100	1 毛皮付きのもの
	200	2 その他のもの			
				200	2 その他のもの
6201.12		綿製のもの			
	100	1 毛皮付きのもの	6201.92		綿製のもの
				100	1 毛皮付きのもの
	200	2 その他のもの			
				200	2 その他のもの

**RCEP**  
対ASEAN、豪州、NZ  
10.4%  
無税



# 各税関お問合せ窓口一覧（HSコード関連）

HSコードに係るお問い合わせ（事前教示照会等）は、輸入申告予定税関の**関税鑑査官部門**までお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関	0138-40-4716	hkd-gyomu-ksnsa@customs.go.jp
東京税関	03-3529-0700	tyo-gyomu-info@customs.go.jp
横浜税関	045-212-6156	yok-kansakan@customs.go.jp
名古屋税関	052-654-4139	nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp
大阪税関	06-6576-3371	osaka-bunrui@customs.go.jp
神戸税関	078-333-3118	kobe-bunrui@customs.go.jp
門司税関	050-3530-8373	moji-kansakan@customs.go.jp
長崎税関	095-828-8669	nagasaki-kansakan@customs.go.jp
沖縄地区税関	098-862-8692	oki-9a-bunrui@customs.go.jp

# 各税関お問合せ窓口一覧（原産地関連）

原産地に係る事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、輸入申告予定の税関の（首席）原産地調査官部門までお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

ご清聴ありがとうございました

